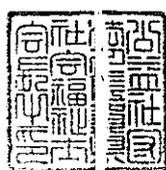


公益社団法人佐賀県社会福祉士会
定 款



公益社団法人佐賀県社会福祉士会定款

<制 定>2009年11月29日

<制 定>2012年5月27日

<制 定>2014年5月31日

<制 定>2015年6月7日

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人佐賀県社会福祉士会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を佐賀県佐賀市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、社会福祉の援助を必要とする佐賀県民の生活と権利を擁護し、社会福祉に関する知識及び技術の県民への普及・啓発を行うとともに、社会福祉事業に携わる専門職員に対する技能の研さんを行うことにより、地域福祉の推進と発展を図り、もって佐賀県内における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

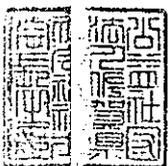
- (1) 社会福祉の援助を必要とする佐賀県民の生活と権利の擁護に関すること。
- (2) 佐賀県民への社会福祉に関する知識及び技術の普及・啓発に関すること。
- (3) 福祉サービスの質の向上及び評価等に関すること。
- (4) 福祉専門職の養成及び技能の研さんに関すること。
- (5) 社会福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関すること。
- (6) 社会福祉士等の資格の取得の支援に関すること。
- (7) 社会福祉に関する調査研究に関すること。
- (8) 社会福祉団体その他の関係団体との連携に関すること。
- (9) 無料職業紹介事業に関すること。
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、佐賀県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。



- (1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。）第 28 条の規定により社会福祉士の登録を受けた者であって、佐賀県内に住所又は勤務先を有し、この法人の目的に賛同して入会したもの
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業の推進を援助するため入会した個人又は法人若しくは団体
 - (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で、総会において推薦されたもの
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

- 第 6 条 正会員及び賛助会員となろうとする者は、理事会の議決を経て会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。
- 2 会員の入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が入会の申込者に通知するものとする。

（経費の負担）

- 第 7 条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

（任意退会）

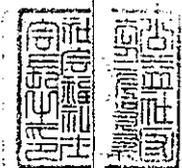
- 第 8 条 会員は、理事会の議決を経て会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

- 第 9 条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合においては、その会員に対し、除名の議決を行う前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉をき損し、又はこの法人の設立の目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の資格喪失）

- 第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 総正会員が同意したとき。



- (2) 死亡し、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 法第 32 条第 1 項又は第 2 項の規定により、社会福祉士の登録を削除されたとき。
- (4) 法第 33 条の規定により、社会福祉士の登録を削除されたとき。
- (5) 正当な理由がなく、会費又は賛助会費を 2 年以上納入しなかったとき。

(抛出金品の不返還)

第 11 条 既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 会員総会

(構成)

第 12 条 会員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 13 条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 会員総会は、定時会員総会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

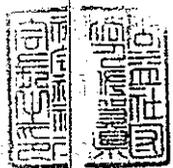
(招集)

第 15 条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。



(議決権)

第 17 条 会員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 基本財産の処分

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第 19 条 会員総会に出席できない正会員は、他の正会員 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合は、会員総会に出席したものとして扱う。

2 前項本文の規定により議決権を行使する正会員又はその代理人は、会員総会ごとに代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

(書面による議決権の行使)

第 20 条 正会員は、書面により議決権を行使することができる。この場合は、会員総会に出席したものとして扱う。

2 前項本文の規定による議決権の行使は、あらかじめ、議決権を行使する書面をこの法人に提出して行う。

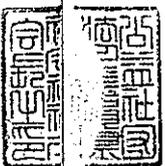
(議事録)

第 21 条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員の設定)



第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上 10名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち 1名を会長、2名を副会長、2名以内を専務理事とする。
 - 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号に定める業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、法人の業務を分担執行する。
- 4 専務理事は会長及び副会長を補佐し、法人の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事の権限は理事会が別に定める職務権限規程による。
- 6 会長、副会長及び専務理事は毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

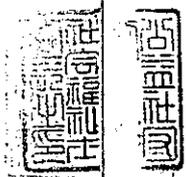
第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。この場合において、連続して 4 期を超えて同一の役職に選任されることはできないものとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。この場合において、連続して 4 期を超えて同一の役職に選任されることはできないものとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任に



より退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。この場合においては、当該理事及び当該監事に対し、解任の決議を行う前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 28 条 理事及び監事に対しては、その職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。
- 3 第 2 項に関し必要な事項は総会の決議により別に定める役員報酬等及び費用に関する規定による。

(顧問及び相談役)

第 29 条 この法人に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、専門的な事項に関して必要な助言を行うことを職務とし、総会の決議に基づいて、会長が正会員以外の者のうちから委嘱する。
- 3 相談役は、会長の求めに応じて、この法人の運営に関して必要な助言を行うことを職務とし、総会の決議に基づいて、会長がこの法人の役員経験者のうちから委嘱する。
- 4 顧問及び相談役は 5 人以内とし、その任期については、第 26 条第 1 項の規定を準用する。この場合において、同項中「理事」とあるのは、「顧問又は相談役」と読み替えるものとする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職



(招集)

第 32 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(基本財産)

第 35 条 公益目的事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 前項の財産は、会員総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するとき及び同項の財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び会員総会の承認を要する。

(事業年度)

第 36 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

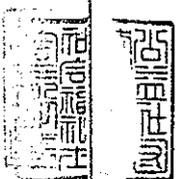
第 37 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、第 1 号及び第 3 号から第 5 号までに掲げる書類にあっては理事会の決議を経て会員総会の承認を、第 2 号及び第 6 号に掲げる書類にあっては理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書



- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号から第5号までに掲げる書類については、定時会員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項各号に掲げる書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第39条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

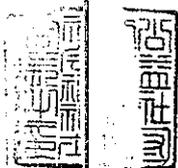
第40条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第41条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、会員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。



(残余財産の帰属)

第 43 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であつて、租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当するものに贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 44 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 常任理事会

(常任理事会)

第 45 条 この法人に常任理事会を置く。

- 2 常任理事会は、会長、副会長及び専務理事をもって構成する。
- 3 常任理事会は、次の職務を行う。
 - (1) 理事会に付議すべき事項の審議
 - (2) 会務の運営に関する事項の審議
- 4 常任理事会は、毎月 1 回開催するものとし、会長が招集する。
- 5 常任理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く会長、副会長及び専務理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 6 常任理事会の議事録については、第 34 条の規定を準用する。

第 11 章 委員会及び事業センター

(委員会及び事業センター)

第 46 条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、委員会及び事業センターを設置することができる。

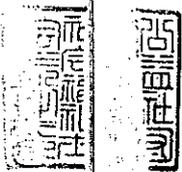
- 2 委員会及び事業センターの設置及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 12 章 事務局

(設置等)

第 47 条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を経て会長が任免する。
- 4 職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。



附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。)第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、鍋島恵美子とする。
- 3 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 34 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年の開始日とする。
- 4 この定款は、2010 (平成 22) 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この定款は、2012 (平成 24) 年 5 月 27 日から施行する。
- 6 この定款は、2014 (平成 26) 年 5 月 31 日から施行する。
- 7 この定款は、2015 (平成 27) 年 6 月 7 日から施行する。

別表 基本財産 (第 35 条関係)

| 財産種別 | 住 所 | 地積・床面積 |
|------|---------------------|--|
| 土地 | 佐賀市八戸溝一丁目 1600 番 1 | 180.64 平方 $\bar{\text{m}}$ |
| 土地 | 佐賀市八戸溝一丁目 1600 番 6 | 93 平方 $\bar{\text{m}}$ |
| 土地 | 佐賀市八戸溝一丁目 1600 番 7 | 567.42 平方 $\bar{\text{m}}$ |
| 土地 | 佐賀市八戸溝一丁目 1600 番 9 | 47.37 平方 $\bar{\text{m}}$ |
| 土地 | 佐賀市八戸溝一丁目 1224 番 2 | 219.79 平方 $\bar{\text{m}}$ |
| 土地 | 佐賀市八戸溝一丁目 1224 番 22 | 14 平方 $\bar{\text{m}}$ |
| 土地 | 佐賀市八戸溝一丁目 1224 番 23 | 8.20 平方 $\bar{\text{m}}$ |
| 建物 | 佐賀市八戸溝一丁目 1600 番地 7 | 1 階 146.70 平方 $\bar{\text{m}}$ 2 階 146.70 平方 $\bar{\text{m}}$ |

